

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

-介護職種の基準について-

平成 29 年9月

出入国在留管理庁・厚生労働省 編

(制定履歴)

平成 29 年9月 29 日公表

平成 29 年 11 月1日一部改正

平成 31 年3月 29 日一部改正

令和2年 11 月 24 日一部改正

令和2年 12 月 18 日一部改正

令和2年 12 月 25 日一部改正

令和3年6月 30 日一部改正

令和3年7月 29 日一部改正

令和4年1月 26 日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和5年6月1日一部改正

令和5年 11 月1日一部改正

令和6年7月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成 28 年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、主務大臣と事業所管大臣は協議の上、当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 介護職種における技能実習については、介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。)において、固有の基準が定められています。また、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の

保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成 29 年9月 29 日社援発 0929 第4号・老発 0929 第2号。以下「解釈通知」という。)において、告示の解釈等が示されています。

- 各基準の詳細は以下のとおりです。

第1 技能実習の内容に関するもの

【関係規定】

(技能実習の目標及び内容の基準)

規則第 10 条

2 法第九条第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

一・二 (略)

三・四 (後述)

五・六 (略)

七 (後述)

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣(法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。)が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条 介護職種に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (後述)

(1) 技能実習生の基準に関するもの

【関係規定】

規則第 10 条

2

三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。

ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

- ニ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- ホ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。
- ヘ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)の公的機関(政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。)から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
 - (2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間~~の~~一時帰国をした後、休止している技能実習を再開するものであること。
- チ 同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)。

告示第1条

- 一 技能実習生が次のイ又はロに掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件を満たす者であること。
- イ 第一号技能実習 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。ロにおいて同じ。)のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者
- ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習 日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者

附則

第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号ロに掲げる要件を満たすものとみなす。

- 一 介護の技能、~~技術又は知識(次号において「技能等」という。)等~~の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- 二 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本

語を学ぶこと。

解釈通知

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)

① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ J. TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ. TEST実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者
- ・ 日本語NAT-TEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト(内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。)に合格している者
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(独立行政法人国際交流基金が実施する、国際交流基金日本語基礎テストをいう。)に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
- ・ J. TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得し

ている者又はA-Cレベル試験において 600 点以上取得している者

- ・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TEST実用日本語検定のA-D レベル試験において 400 点以上取得している者
- ・ 日本語NAT－TESTの3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テストに合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

○ 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技能実習の区分に応じ、それぞれ一定の日本語能力を求めるものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を取得している必要があります。

- ・ 日本語能力試験（試験の詳細はHP：<http://www.jlpt.jp/>を参照。）
- ・ J. TEST実用日本語検定（試験の詳細はHP：<http://j-test.jp/>を参照。）
- ・ 日本語NAT－TEST（試験の詳細はHP：<http://www.nat-test.com/>を参照。）
- ・ 介護日本語能力テスト(解釈通知第一の一の1の(2)の①及び②の介護のための日本語テストとして、株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実施するものをいう。以下同じ。)(試験の詳細はHP：https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/を参照。)
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(試験の詳細はHP：<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html>を参照。)

(第1号技能実習の申請の場合又は第2号技能実習について日本語要件を満たしている場合)

○ 第1号技能実習生と第2号技能実習生の技能実習計画の認定の申請を行う際には、上記の試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。技能実習計画の認定については、第1号技能実習については、原則として開始予定日の4か月前まで、第2号技能実習については、原則として開始予定日の3か月前までに申請を行う必要がありますが、申請を行う際に、試験の可否結果が出ていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、第1号技能実習については、実習開始の3か月前まで、第2号技能実習については、実習開始の2か月前までであれば、申請後に当該書類を追完することが可能です。書類を追完する場合には、申請を行う際に、申請書類補正(追加書類提出)申告書を提出する必要があります。

(第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合)

- 第2号技能実習への移行に当たって、技能実習生が告示第1条第1号ロに定める日本語要件(日本語能力試験N3等の合格)を満たしていない場合には、技能実習計画の認定の申請を行う際に、日本語学習プラン(介護参考様式第13号)を提出する必要があります。
- 技能実習生が日本語能力試験N3等に合格するまでは、技能実習を行わせる事業所のもとに、日本語学習プランに沿って日本語学習を行わせる必要があります。告示附則第1号に規定する「介護の技能等の適切な修得等のために必要な日本語を学ぶこと」とは、技能実習生の学習状況や日本語能力試験等の受験結果を踏まえ、日本語学習支援のためのwebコンテンツ等を活用しながら、日本語能力の向上を目指すことです。また、技能実習日誌(参考様式第4-2号)には、実際に日本語学習を行った時間や学習内容を記載する必要があります。
- 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語能力試験N3等に合格した場合は、技能実習計画を提出した機構の地方事務所・支所に、日本語要件申告書(介護参考様式第14号)及び試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。

(第3号技能実習の申請の場合)

- 第3号技能実習について技能実習計画の認定の申請を行う際には、試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。第3号技能実習については、原則として実習開始予定日の4か月前までに申請を行う必要がありますが、申請を行う際に、試験の合否結果が出ていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、実習開始の3か月前までであれば、申請後に当該書類を追完することが可能です。書類を追完する場合には、申請を行う際に、申請書類補正(追加書類提出)申告書を提出する必要があります。
- なお、第2号技能実習について認定の申請を行う際に日本語能力を証明する書類を提出した場合、又は、第2号技能実習期間中に日本語要件申告書を提出した場合であっても、第3号技能実習計画の認定の申請を行う際にこれらの書類を改めて提出する必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 日本語能力認定書
 - * 日本語能力試験の場合
- ・ J. TEST実用日本語検定成績証明書
 - * J. TEST実用日本語検定の場合
- ・ 日本語NAT－TEST成績証明
 - * 日本語NAT－TESTの場合

- ・ 介護日本語能力テスト合格証明書
 - * 介護日本語能力テストの場合
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書
 - * 国際交流基金日本語基礎テストの場合
- ・ 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号)
 - * 書類の追完を行う場合
- ・ 日本語学習プラン(介護参考様式第13号)
 - * 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合
- ・ 日本語要件申告書(介護参考様式第14号)
 - * 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を満たした場合

【留意事項】

○ 「J. TEST 実用日本語検定成績証明書」、「日本語NAT－TEST成績証明」、「介護日本語能力テスト合格証明書」については、申請者がJ. TEST事務局、日本語NAT－TEST運営委員会、JLCT事務局から直接取り寄せていただく必要があります。また、「国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書」については、申請者が予約時のサイトから印刷していただく必要があります。お取り寄せ方法等の詳細については下記URLを参照して下さい。

- ・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書
<http://j-test.jp/immigration>
- ・ 日本語NAT－TEST成績証明
http://www.nat-test.com/contents/institution_score_report.html
- ・ 介護日本語能力テスト合格証明書
https://jlct.jp/gouhi_kekka.html
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト判定結果通知書
<http://ac.prometric-jp.com/testlist/jfe/index.html>

○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)

試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
日本語能力試験	7月(第1回)、12月(第2回)	(受験地が国内の場合) 9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、

		3月上旬(第2回)
J. TEST実用日本語検定	1月、3月、5月、7月、9月、11月	試験実施日の約1か月後
日本語NAT-TEST	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日から3週間以内
介護日本語能力テスト	3月、7月、11月	試験実施日から約4週間後
国際交流基金日本語基礎テスト	概ね各月	試験実施日から5営業日以内

(2) 講習の基準に関するもの

【関係規定】

規則第10条

2

七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学(見学を含む。ハにおいて同じ。)により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法
その他技能実習生の法的保護に必要な情報(専門的な知識を有する者(第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。)が講義を行うものに限る。)

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ その総時間数(実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。)が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上(当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ(1)、(2)又は(4)に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施され

る次のいずれかの講習(以下「入国前講習」という。)を受けた場合にあっては、十二分の一以上)であること。

(1) 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

(2) 外国の公的機関又は教育機関(第一号企業単独型技能実習に係るものにあつては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関)が行うものであつて、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認めたもの

二 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあってはロ(3)に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

告示第1条

二 入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 規則第十条第二項第七号ロ(1)に掲げる科目(以下この号において「日本語科目」という。)の講義の総時間数が二百四十時間以上であり、かつ、別表第一の中欄に掲げる教育内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として講義が行われること。ただし、技能実習生が入国前講習(同項第七号ハに規定する入国前講習をいう。以下この号において同じ。)において日本語科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習において当該技能実習生が受講した日本語科目の講義の教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における日本語科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

ロ イにかかわらず、前号ロに掲げる要件を満たす技能実習生に係る場合にあっては、日本語科目の講義の総時間数が八十時間以上であり、かつ、別表第二の中欄に掲げる教育内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として講義が行われること。ただし、当該技能実習生が入国前講習において日本語科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習において当該技能実習生が受講した日本語科目の講義の教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における日本語科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

ハ 日本語科目の講義が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者により行われること。

二 規則第十条第二項第七号ロ(4)に掲げる科目(以下この号において「技能等の修得等に資する知識の科目」という。)の教育内容及び時間数が別表第三に定めるもの以上で

あること。ただし、技能実習生が入国前講習において技能等の修得等に資する知識の科目の講義を受講した場合にあっては、入国前講習において当該技能実習生が受講した技能等の修得等に資する知識の科目の講義の教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における技能等の修得等に資する知識の科目の講義の時間数の一部を免除することができる。

ホ 技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関して講義した経験を有する者その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者により行われること。

別表第一

科目	教育内容	時間数
日本語	総合日本語	100
	聴解	20
	読解	13
	文字	27
	発音	7
	会話	27
	作文	6
	介護の日本語	40
合計		240

別表第二

科目	教育内容	時間数
日本語	発音	7
	会話	27
	作文	6
	介護の日本語	40
合計		80

別表第三

科目	教育内容	時間数
技能等の修得等に資する知識	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
	コミュニケーション技術	6
	移動の介護	6

	食事の介護	6
	排泄の介護	6
	衣服の着脱の介護	6
	入浴・身体の清潔の介護	6
合 計		42

解釈通知

第一

—

2 入国後講習について(告示第1条第2号)

(1) 日本語科目(告示第1条第2号イからハまで)

① 告示別表第一及び別表第二の中欄に掲げる教育内容に含まれる事項は次のとおりであること。

- ・ 総合日本語: ①文法(文の文法、文章の文法)、②語彙(文脈規定、言い換え類義、用法)、③待遇表現、④発音、⑤正確な聞き取り、⑥話題に即した文作成
- ・ 聴解: ①発話表現、②即時応答、③課題理解、④ポイント理解、⑤概要理解
- ・ 読解: ①内容理解、②情報検索
- ・ 文字: ①漢字読み、②表記
- ・ 発音: ①拍、②アクセント、③イントネーション
- ・ 会話: ①場面に対応した表現、②文末表現
- ・ 作文: ①文章構成、②表現方法
- ・ 介護の日本語: ①からだの部位等の語彙、②介護の場面に応じた語彙・声かけ

② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・ 学士の学位を有する者であって、日本語教育に関する研修で適当と認められるもの(420単位時間(1単位時間は45分以上とする。))以上の課程を有するものに限る。)を修了したもの

- ・ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院に相当する海外の大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
- ・ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学(短期大学を含む。)又は大学院において、26 単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む 26 単位以上修得(通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得)しているもの

(2)技能等の修得等に資する知識の科目(告示第1条第2号二、ホ)

① 告示別表第3の中欄に掲げる教育内容に含まれるべき事項は次のとおりであること。

- ・ 介護の基本Ⅰ・Ⅱ:①介護の基本Ⅰ(介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援)、②介護の基本Ⅱ(からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解(老化の理解、認知症の理解、障害の理解))
- ・ コミュニケーション技術:①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
- ・ 移動の介護:①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護(体位変換、移動(歩行、車いす移動等))、③移動介助の留意点と事故予防
- ・ 食事の介護:①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防
- ・ 排泄の介護:①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護(ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等)、③排泄介助の留意点と事故予防
- ・ 衣服の着脱の介護:①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防
- ・ 入浴・身体の清潔の介護:①入浴・身体の清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護(特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等)、③入浴以外の身体清潔の方法(足浴・手浴、身体清拭)、④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防

② 技能等の修得等に資する知識の科目の講義の講師について、告示第1条第2号ホに規定する「その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第5に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第2項第5号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和 62 年厚生省令第 50 号)別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者
- ・ 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第1項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成 24 年厚生労働省告示第 71 号)別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者

(3)時間数の免除

① 告示第1条第2号イ、ロ及びニに規定する「時間数の一部を免除することができる」とは、技能実習制度本体の取扱と同様、入国前講習(規則第 10 条第2項第7号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。)において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の2分の1を上限として免除することができるものであること。

教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができるものであること。

と。

- ② 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、次のア又はイに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

ア 告示第1条第2号ハに掲げる者

イ 海外の大学を卒業又は海外の大学院の課程を修了した者であつて、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教員の職を離れていないもの

- ③ 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

- 告示第1条第2号については、入国後講習を介護職種の技能実習の実施に必要な日本語や介護に関する基礎的な事項を学ぶ課程とするため、入国後講習の科目ごとの時間数や教育内容、講師について一定の要件を設けるものです。

- 日本語科目については、告示で定める教育内容ごとの時間数を標準として講義が行われる必要があります。教育内容ごとの時間数が以下の表の右欄に記載する時間数を下回る場合については、告示第1条第2号イと告示第1条第2号ロの要件を満たしているとは認められません。

① 第1条第2号イの場合

科目	教育内容	時間数
日本語	総合日本語	90
	聴解	18
	読解	11
	文字	24
	発音	6
	会話	24
	作文	5
	介護の日本語	36

② 第1条第2号ロの場合

科目	教育内容	時間数
----	------	-----

日本語	発音	6
	会話	24
	作文	5
	介護の日本語	36

- 入国前講習において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その総時間数がそれぞれの科目について告示で定める合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定める合計時間数の2分の1を上限として免除することができます。教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができます。
- 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示第1条第2号ハに掲げる者又は外国の大学若しくは大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者が講義を行う必要があります。
- 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要となります。

【確認対象の書類】

- ・ 介護職種の入国後講習実施予定表(介護参考様式第2号)
- ・ 介護職種の入国前講習実施(予定)表(介護参考様式第3号)
 - * 入国前講習を実施するとした場合
- ・ 日本語科目の講師の誓約書(入国後講習)(介護参考様式第4-1号)
- ・ 日本語科目の講師の誓約書(入国前講習)(介護参考様式第4-2号)
 - * 日本語科目について入国前講習を実施するとした場合
- ・ 日本語講師の履歴書(介護参考様式第5号)
- ・ 技能等の修得等に資する知識の科目の講師の誓約書(介護参考様式第6号)
- ・ 技能等の修得等に資する知識の科目の講師の履歴書(介護参考様式第7号)

第2 技能実習を行わせる体制に関するもの

【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 (後述)

三～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～四五 (後述)

(1) 技能実習指導員に関するもの

【関係規定】

規則第12条

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第八七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

告示第2条

一 技能実習指導員(規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。)のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二 技能実習生五名につき一名以上の技能実習指導員を選任していること。

解釈通知

第一

二 技能実習を行わせる体制について(告示第2条)

1 技能実習指導員について(告示第2条第1号)

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

- 技能実習指導員は、介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から、技能実習生5名につき1名以上選任している必要があります。また、そのうち1名以上は介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められる者である必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)
- ・ 介護福祉士登録証の写し
 - * 技能実習指導員が介護福祉士の場合
- ・ 実務者研修修了証明書
 - * 技能実習指導員が実務者研修修了者の場合
- ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し
 - * 技能実習指導員が看護師又は准看護師の場合
- ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)

【留意事項】

- 技能実習計画認定申請書第2面の「2技能実習を行わせる事業所④技能実習指導員の氏名及び役職名」には、告示第2条第1号に掲げる者に該当する者を記載して下さい。
- 技能実習指導員が介護福祉士、実務者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する場合は、技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)の「⑤資格・免許」欄に「介護福祉士」、「実務者研修修了」、「看護師」、「准看護師」のいずれかを記載して下さい。
- 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)については、事業所の概要書(介護参考様式第8号)の「⑥技能実習指導員の数」に記載した人数分の氏名を記載して下さい。

(2) 技能実習を行わせる事業所に関するもの

【関係規定】

告示第2条

三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれイからニまで(技能実習生を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させしない場合には、ロ及びハを除く。)のいずれにも該当するものであること。

イ 介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。

ロ・ハ (後述)

ニロ 次の(1)から(3)までに掲げる要件のうちいずれかを満たすものであること。開設後三年以上経過しているものであること。

(1) 開設後三年以上経過しているものであること。四 技能実習生を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過しているものであること。

(3) 当該事業所を経営する法人について、次の(i)～(iv)に掲げる全ての要件を満たすこと。

(i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、技能実習生に対する研修体制及びその実施が確保されていること。

(ii) 技能実習生並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。

(iii) 技能実習生の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。

(iv) 技能実習生の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。

解釈通知

第一

二

2 技能実習を行わせる事業所について(告示第2条第3号イ)

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。のうち、別紙1に示す施設における具体的には(別紙1)「介護等の業

務」のとおりであること。

5 事業所要件・法人要件・サポート体制要件について(告示第2条第3号ニ)

技能実習生を受け入れる事業所は、①開設後3年以上経過した事業所(告示第2条第3号ニ(1))、②介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年以上経過した法人内の事業所(告示第2条第3号ニ(2)。以下「法人要件」という。)、③当該事業所を経営する法人からの適切なサポート体制がある事業所(告示第2条第3号ニ(3)。以下「サポート体制要件」という。)、のいずれかの要件を満たす必要がある。

このうち、告示第2条第3号ニ(3)に規定する(i)～(iv)の要件について、具体的には、技能実習生を受け入れる法人において以下の体制を確保しているものであること。

(i)利用者・家族が安心してサービスを利用できるよう、技能実習生に対する研修体制とその実施が確保されていること。具体的には、受入れ事業所を経営する法人や受入れ事業所において行われる緊急時の対応や、受入れ事業所を経営する法人や受入れ事業所において行われるプライバシーの保護、法令遵守、ハラスメント対策、虐待防止を内容に含む研修を実施すること。

(ii)技能実習生・受入れ事業所の職員・利用者などからの相談体制が確保されていること。具体的には、技能実習生、受入れ事業所の職員及び利用者等が利用できる相談窓口の設置や、当該相談について迅速な対応を図るための対応手順及び留意事項を定めたマニュアルの作成を行うこと。

(iii)技能実習生の受入れについて、受入れ開始前に、受入れ事業所の職員や受入れ事業所を利用する利用者・家族等に対する説明会等が行われていること。

(iv)技能実習生の受入れに関して、技能実習生を受け入れる準備や受入れ後の定着について、法人の役員、技能実習責任者、技能実習指導員など主に技能実習制度に関わる関係者で議論する協議体制が確保されていること。

加えて、サポート体制要件で技能実習生を受け入れる事業所については、当該サポート体制について技能実習計画認定申請時に必要な誓約書を提出すること。また、当該誓約に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき等には、技能実習計画に係る実習認定の取消を行う可能性がある。

あわせて、技能実習生を受け入れる事業所においては、当該技能実習生本人に対し、多言語による相談窓口や、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第49条第1項に規定する出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告について、説明すること。

なお、サポート体制については技能実習生を受け入れる上で極めて重要であることから、①及び②で技能実習生を受け入れる事業所についても、当該事業所を有する法人において、上記のサポート体制を構築することが望ましい。

- 介護職種の技能実習を行わせる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。~~また、訪問介護などの訪問系サービスについては、適切な指導体制を取ることが困難であることや利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難であることから、介護職種の技能実習の対象とはなりません。~~
- 介護職種の技能実習の対象となる施設・事業の類型については、施設種別コード表(別紙)を参照下さい。
- また、~~経営が一定程度安定している適切な技能移転を図ることができる事業所において技能実習が行われることを担保するため、技能実習を行わせる事業所は、開設後3年を経過している次の①～③のいずれかの要件を満たしていることが必要です。~~
 - ① 開設後三年以上経過しているものであること。
 - ② 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過しているものであること。
 - ③ 当該事業所を経営する法人について、次の(i)～(iv)に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - (i) 当該事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、技能実習生に対する研修体制及びその実施が確保されていること。
 - (ii) 技能実習生並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。
 - (iii) 技能実習生の受入れについて、技能実習開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。
 - (iv) 技能実習生の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。
- 入国後講習において、監理団体又は実習実施者が日本語科目及び技能等の修得等に資する知識の科目の講義を行うこととされております。これとは別に、上記③(i)は、受入れ事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、受入れ事業所を経営する法人において、以下の内容が含まれている研修の実施が求められます。
 - ・ 受入れ事業所を経営する法人や受入れ事業所において行われる緊急時の

対応

- ・ 受入れ事業所を経営する法人や受入れ事業所において行われるプライバシーの保護、法令遵守、ハラスメント対策、虐待防止

あわせて、上記の内容の研修を実施したことが分かる資料(研修計画、研修で
使用した資料等)は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提
示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

なお、受入れ事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することが
できるよう、研修時期・回数等は、受入れ事業所を経営する法人並びに受入れ事
業所及び技能実習生の実情に応じて適切な研修計画を立案することとされていま
す。

- 本制度上、実習実施者は、技能実習を行わせる事業所ごとに技能実習指導員
や生活指導員を選任し、技能実習生からの相談に応じる体制を構築することが求め
られておりますが、上記③(ii) は、技能実習を行わせる事業所ごとの相談体制と
は別に、これらの事業所を経営する法人全体において、技能実習生に加え、受入れ
事業所の職員及び利用者等から、受け入れている技能実習生に関わる相談に応じ
る体制が求められます。具体的には、受入れ事業所を経営する法人において、以下
の内容の実施が求められます。

- ・ 技能実習生、受入れ事業所の職員及び利用者等が利用できる相談窓口の
設置

- ・ 技能実習生、受入れ事業所の職員及び利用者等からの相談について、迅速
な対応を図るための対応手順及び留意事項を定めたマニュアルの作成

あわせて、上記の相談窓口を設置したこと及び相談実績が分かる資料(相談窓
口の担当者名簿、相談の受付簿、相談への対応記録等)やマニュアルは、機構が
行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して
備えておく必要があります。

- 技能実習生の受入れにあたっては、受入れ事業所、利用者、家族が共通理解を
持った上で行うことが必要です。利用者及び家族が安心してサービスを利用し、さら
に、受入れ事業所を経営する法人及び受入れ事業所において技能実習生に必要な
支援が適切に行われるようにするため、技能実習生を受け入れることについての
説明会等の実施が求められます。そのため、上記③(iii)は、技能実習生の受入れ
開始前に、受入れ事業所を経営する法人において、受入れ事業所に所属する職員
並びに受入れ事業所を利用する者及びその家族等に対して事前に説明会等を実
施することが求められます。

あわせて、上記の説明会等を実施したことが分かる資料(説明会実施記録、説明

会で使用した資料等)は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

- 上記③(iv)は、技能実習生を受け入れる準備や受入れ後の定着について、法人の役員、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員など主に技能実習制度に関わる関係者で議論する協議体制の整備が求められます。

あわせて、上記の協議体制があること及び協議したことが分かる資料(協議体制の名簿、協議内容の記録等)は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

- なお、上記③で列挙しているサポート体制は技能実習生を受け入れる上で極めて重要であることから、技能実習生を受け入れる全ての事業所についても、当該事業所を有する法人において、満たしておくことが望ましいものです。

【確認対象の書類】

- ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)
- ・ 指定通知書等の写し
- ・ サポート体制の誓約書(介護参考様式第15号)

* ③で列挙しているサポート体制要件を満たすことによる受入れを行う場合

【留意事項】

- 事業所の概要書には、施設種別コード表(別紙)に記載の施設・事業のいずれに該当するかを記載していただき、記載した施設又は記載した事業を行う事業所であることを証明する書類として、自治体が発行する指定通知書等の写しを添付していただく必要があります。

- ②の要件を満たすことによる受入れを行う事業所は、登記事項証明書を提出していただく必要があります。

- ③で列挙しているサポート体制要件を満たすことによる受入れを行う事業所は、「サポート体制の誓約書(介護参考様式第15号)」を提出していただく必要があります。あわせて、各要件を満たすことを示す疎明資料を、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります

(3) 訪問系サービス等に関するもの

【関係規定】

告示第2条

- 三 技能実習を行わせる事業所が次のイからニまで(技能実習生を利用者の居宅において

サービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、ロ及びハを除く。)のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあつては、外国人の技能実習の適正な実習及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八条第一項の認定の申請を行う前にあらかじめ、遵守事項等確認機関(国の補助を受けて、実務経験等を有する技能実習生のみを当該業務に従事させ、かつ、技能実習生を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次の(1)から(5)までに掲げる事項を事業所が遵守することとしていることを確認する機関をいう。ハにおいて同じ。)から、当該確認を受けたことを証する書面の交付を受けているものであること。

(1) 技能実習生に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。

(2) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該技能実習生が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。

(3) 技能実習生が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該技能実習生に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務及び当該業務を通じて修得、習熟又は熟達をさせる技能、技術又は知識(附則第一号及び第二号において「技能等」という。)の具体的な内容、当該技能実習生の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

(4) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。

(5) 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

ハ 遵守事項等確認機関に対し、必要な協力を行うものであること。

二 (略)

解釈通知

第一

3 技能実習生が訪問系サービスに従事する際の遵守事項等(告示第2条第3号ロ)
告示第2条第3号ロにおいて、技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提
供する介護等の業務(以下「訪問系サービス」という。)に従事する場合における事業
所の遵守事項等を列挙しているが、その具体的内容及び遵守事項等の対象となる
サービス等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点に
ついて」(令和7年〇月〇日付け社援発〇〇〇〇第〇号、老発〇〇〇〇第〇号)を
参照されたい。

4 遵守事項等確認期間への協力について(告示第2条第3号ロ)

事業所において告示第2条第3号ロの遵守事項等を適切に実施できる体制を有し
ていることについては、国の補助を受けた遵守事項等確認機関において、下記のとおり
事前に確認の上、その旨を証する書類(以下「適合確認書」という。)を交付すると
ともに、遵守状況については巡回訪問等を通じて確認することとする。そのため、事業
所においては、遵守事項等確認機関に対し、必要な協力を行うこと。具体的には、以
下の流れで行われる巡回訪問等のうち、遵守事項等確認機関が行う①、②、⑤、⑥
について協力を行うこと。なお、⑥における遵守事項等確認機関からの指導等を通じ
ても、遵守事項等の実施体制等に改善が見込まれない場合には、遵守事項等確認
機関において厚生労働省に協議の上、適合確認書の取消措置を講ずるとともに、適
合確認書を取り消した旨、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)に情報提供
し、必要な手続の上、技能実習計画に係る実習認定の取消を行う。

①受入事業者から遵守事項等確認機関に対し、遵守事項等を満たしていることが
分かる書類や機構へ提出予定の技能実習計画に関する書類を提出する。

②遵守事項等確認機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事
項等を満たしていると認められる場合には、適合確認書を事業者に交付する。

③事業者から機構に対し、適合確認書、その他必要書類を添えて、技能実習計画
の認定を申請する。

④③の技能実習計画の認定申請を受けた機構は認定基準の適合性を確認し認
定する。

⑤事業者は遵守事項等確認機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施
前の事前質問票等を提出する。

⑥遵守事項等確認機関は、事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たし
ているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。

○ 告示第2条第3号ロについては、技能実習生を訪問系サービスに従事させるに
当たって、事業所が遵守すべき事項等を定めたものです。技能実習生を訪問系
サービスに従事させる場合は、技能実習計画の認定の申請をする前に、あらかじめ

め遵守事項等確認機関から遵守すべき事項等の確認を受けたことを証明する書面の交付を受ける必要があります。事業所が遵守すべき事項等は、具体的には以下の通りです。なお、技能実習生が訪問系サービスに従事するに当たっては、日本人職員と同様に、介護職員初任者研修課程等の修了が必要です。

① 事業所が行う技能実習生への講習については、訪問系サービスの基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション(傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む)、日本の生活様式、緊急時を想定した内容等を含むものとする。

② 事業所は、当該技能実習生が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や技能実習生の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。

③ 事業所は技能実習生が訪問系サービスを実施する際、当該技能実習生に対して業務内容や注意事項等について丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、当該技能実習生のキャリアパスの構築に向けて、従事させる業務及び当該業務を通じて修得等をさせる技能等の具体的な内容、当該技能実習生の将来におけるキャリアアップ目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成し、遵守事項等確認機関へ提出すること。

④ ハラスメント対策の観点から、事業所内において、以下に掲げる対応を行うこと。

- ・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合の対処方法等のルールを作成・共有、利用者やその家族等に対する周知
- ・ ハラスメントが実際に起こった場合の対応として、当該ルールの実行、技能実習生が相談できる窓口の設置やその周知

⑤ 技能実習生の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、

- ・ 緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成
- ・ ①で記載した緊急時を想定した研修の実施
- ・ 緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保
- ・ サービス提供記録や申し送りについて職員全員で情報共有する仕組みの整備

を行うこと。その際、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICTの活用等も含めた環境整備を行うこと。

○ また、技能実習生を訪問系サービスに従事させる事業所においては、上記の遵守事項に加え、以下の事項についての対応が必要です。

- ・ 提供するサービスの質の担保の観点等から、技能実習生を訪問系サービスに従事させるに当たっては、介護事業所等での実務経験が1年以上ある技能実習生(※)のみを従事させる
- ・ 技能実習生が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、以下の事項について書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面への署名を求めること。

- ・ 技能実習生が訪問する場合があること
- ・ 訪問する技能実習生の実務経験等についての内容
- ・ ICT機器を使用しながら業務を行う場合があること
- ・ 技能実習生の業務従事に当たって不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先

※ 受入れ事業所の判断で、例外的に、実務経験が1年に満たない技能実習生を訪問系サービスに従事させる際には、

- ・ 日本語能力試験N2相当など~~在留資格~~に~~応じて~~求められている日本語能力よりも高いレベルの能力を有する場合に限定する

かつ、

- ・ 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週1回のサービス提供の場合(注)には、

* 同行訪問を半年行う

* ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、同行訪問を3か月行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用するなどICTを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とする

といった措置を受入れ事業所に求めることとする。

(注) 同行訪問について、利用者に対して、週2回のサービス提供の場合は3か月、週3回以上の場合は、2か月行うこととする。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、2か月以上の同行訪問を求めることとし、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めない。また、同行訪問については、上記を満たした上で、事業所が遵守すべき事項(同行訪問等によるOJTの実施)や配慮事項(技能実習生の実務経験や能力等)に応じてOJTの期間を通常より長くすること)を踏まえて、利用者の状況等を勘案しつつ、技能実習生が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるようにするため利用者ごとに

必要な期間について行うよう、受入れ事業所において適切に判断することが必要である。

○ 技能実習生を訪問系サービスに従事させる事業所におけるこれらの事項は、遵守事項等確認機関において事前に確認を行うとともに、遵守状況については、巡回訪問等を通じて確認することとなっています。そのため、事業所においては、遵守事項等確認機関に対し、機構へ提出予定の技能実習計画に関する書類や巡回訪問実施前の事前質問票の提出等、必要な協力を行うことが求められます。

○ 受入事業者が技能実習生を訪問系サービスに従事させるに当たって必要な手続は以下のとおりとなります。なお、⑥における遵守事項等確認機関からの指導等を通じて、遵守事項等の実施体制等に改善が見込まれない場合には、遵守事項等確認機関において厚生労働省に協議の上、適合確認書の取消措置を講ずるとともに、技能実習計画に係る実習認定の取消に向けた手続を行うこととなりますので御留意ください。

① 受入事業者から遵守事項等確認機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類や機構へ提出予定の技能実習計画に関する書類を提出する。

② 遵守事項等確認機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事項等を満たしていると認められる場合には、適合確認書を事業者に交付する。

③ 事業者から機構に対し、適合確認書、その他必要書類を添えて、技能実習計画の認定を申請する。

④ ③の技能実習計画の認定申請を受けた機構は認定基準の適合性を確認し認定する。

⑤ 事業者は遵守事項等確認機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施前の事前質問票等を提出する。

⑥ 遵守事項等確認機関は、事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たしているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。

○ 技能実習生を訪問系サービスに従事させる際、技能実習計画上に当該技能実習生が訪問系サービスに従事することが分かるよう、実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の「実習期間」の箇所、サービス種別を記載して下さい。なお、具体的な記載例については、厚生労働省HPに掲載されている技能実習計画モデル例をご参照ください。

(mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html)

○ 介護事業所等で従事する技能実習生について、技能実習を行わせる事業所を法人内の訪問系サービス事業所に変更する場合、技能実習計画の変更認定申請が必要であることに留意してください。

○ 技能実習生を訪問系サービスに従事させる際の事業所の遵守事項等に関する具体例やその他の配慮事項等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」(令和7年〇月〇日付け社援発〇〇〇〇第〇号、老発〇〇〇〇第〇号)及びそのQA(リンク~~~~)に記載されておりますので、ご参照下さい。

【確認対象の書類】

- ・ 介護技能実習生の訪問系サービスへの従事にかかる適合確認書

【留意事項】

○ 技能実習生を訪問系サービスに従事させる際、技能実習計画上に当該技能実習生が訪問系サービスに従事することが分かるよう、実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の「実習期間」の右側の余白に、サービス種別を記載して下さい。

記載例:〇年〇月〇日から訪問介護に従事

○ 介護事業所等で従事する技能実習生について、技能実習を行わせる事業所を法人内の訪問系サービス事業所に変更する場合、技能実習計画の変更認定申請が必要であることに留意して下さい。

(43) 夜勤業務等に関するもの

【関係規定】

告示第2条

四五 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

解釈通知

第一
二

63 夜勤業務等について(告示第2条第**45**号)

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実

習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

また、訪問系サービスについても、告示で規定している「少人数の状況の下での業務」に該当することから、技能実習生が訪問系サービスに従事する場合にあっては、上記3で記載した訪問系サービスに従事する際の遵守事項等を踏まえた上で、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

なお、深夜労働については、合理的な理由がある場合に限り認めることとしているため、深夜労働を行わせることが合理的である理由を記載した書面（任意様式）を提出すること。

- 技能実習生への技能・技術の移転を図るという技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、昼夜を問わず、技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置することが求められます。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書（介護参考様式第9号）

第3 介護職種の優良な実習実施者に関するもの

【関係規定】

（第三号技能実習に係る基準）

規則第15条 法第九条第十号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 技能等の修得等に係る実績
- 二 技能実習を行わせる体制
- 三 技能実習生の待遇
- 四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

- 介護職種の優良な実習実施者の基準については、他職種と同様、規則第15条第1号から第6号に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につ

き高い水準を満たすと認められるものであることとされています。

- その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(155 点満点で 93 点以上)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(150 点満点)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。
- この「介護職種の技能実習指導員講習」とは、介護職種の技能実習に関して、適切な実習体制を確保することを目的として厚生労働省が行う予算事業である「**介護職種の技能実習生の日本語学習等支援等事業**」を受託した事業者が、当該事業の一環として実施する講習をいいます。介護職種の技能実習指導員講習の開催予定等については、厚生労働省HPに掲載しています。介護職種の技能実習指導員が、過去3年以内に当該講習を受講した場合に、加点されることとなります。

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大 70 点】	
	Ⅰ 過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。) * 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	・95%以上:20 点 ・80%以上 95%未満:10 点 ・75%以上 80%未満:0点 ・75%未満:-20 点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:技能実習生の2号・3号修了者数	・80%以上:40 点 ・70%以上 80%未満:30 点 ・60%以上 70%未満:20 点

	－うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子：(専門級合格者数＋上級合格者数×1.5)×1.2 ＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 ＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。 ＊ 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生(上記＊の特例を含む。)がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の専門級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格実績に応じ、右欄のとおり加点する。	・50%以上 60%未満 ：0点 ・50%未満：-40点 ＊ 左欄に該当する場合 ・合格者3人以上：20点 ・合格者2人：10点 ・合格者1人：5点 ・合格者0人：0点
	Ⅲ 直近過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験の合格実績 ＊ 専門級、上級で分けて、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合等を想定	・有：5点
	【最大 15 点】	
②技能実習を行わせる体制	Ⅰ 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点
	Ⅱ 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点
	Ⅲ 過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴	・全員有：5点

③技能実習生の待遇	【最大 10 点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点
	III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有 : 5点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること	・改善未実施 : -50 点 ・改善実施 : -30 点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	・ゼロ : 5点 ・10%未満又は1人以下 : 0点 ・20%未満又は2人以下 : -5点 ・20%以上又は3人以上 : -10 点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること	・該当 : -50 点
⑤相談・支援体制	【最大 45 点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること	・有 : 5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・基本人数枠以上の受入れ : 25 点 ・基本人数枠未満の受入れ : 15 点
	IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。	・有 : 10 点
⑥地域社会との共生	【最大 10 点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有 : 4点

Ⅱ	Ⅰにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること	・有：3点
Ⅲ	地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有：3点
Ⅳ	日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有：3点

【確認対象の書類】

- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第 12 号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24 号別紙)
- ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第 12 号別紙)
 - * 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し
 - * 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 在籍する全ての技能実習生について個室が確保されていることを明らかにする資料
 - * 技能実習生の住環境の向上に向けた取組を実施しており、加点要素として申告する場合

第4 技能実習生の人数枠に関するもの

【関係規定】

(技能実習生の数)

規則第 16 条 法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習(次号に規定するものを除く。) 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。)の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数
- 二 企業単独型技能実習(この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと法務大臣及び厚生労働大臣が認めたものに限る。)又は団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数(その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数)、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数(その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数)

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百一人以上三百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。）を受けた者である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五十分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数）

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4（略）

告示第3条 介護職種に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習を行わせる事業所（以下この条において単に「事業所」という。）の技能実習生の総数が、当該事業所の介護等を主たる業務として行う常勤の職員（以下この条において「常勤介護職員」という。）の

総数を超えないものとする。

- 一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。） 第一号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に十分の一を乗じて得た数
- 二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に規定する企業単独型技能実習に限る。）又は団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

事業所の常勤介護職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	事業所の常勤介護職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十人以上百人以下	六人
四十人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
二十人以上三十人以下	三人
十一人以上二十人以下	二人
十人以下	一人

- 2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が第五条第二号の基準に適合する者である場合には、介護職種に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、事業所の技能実習生の総数が、当該事業所の常勤介護職員の総数を超えないものとする。

- 一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に五十分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に十分の三を乗じて得た数
- 二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数

- 介護職種の人数枠は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定されています。また、技能実習生の総数が事

業所の常勤介護職員の総数を超えることができません。

- 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認められるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されます。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一部異なることに留意して下さい。（詳細は P18 に記載。）また、介護職種の優良な監理団体については、介護職種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。（介護職種の優良な監理団体の基準については、告示第5条第2号に規定。詳細は P29 に記載）

【確認対象の書類】

- ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)
- ・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類
 - * 規則第16条第1項第2号に規定する企業単独型技能実習について告示第3条第1項第2号の適用を受けようとする場合
- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(実習実施者)(介護参考様式第12号)及び優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙)
 - * 告示第3条第2項の適用を受けようとする場合

【留意事項】

- 常勤介護職員の総数については、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。）であって、介護等を主たる業務とする者の数を事業所ごとに算出することになります。
- 技能実習生名簿(参考様式第1-24号別紙)には、技能実習を行わせている事業所において現に受け入れている技能実習生を記載して下さい。
- 規則第16条で定めている法人単位での人数枠は、介護職種には適用されません。

第5 監理団体の法人形態に関するもの

【関係規定】

（本邦の営利を目的としない法人）

規則第29条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員

である場合に限る。) 二 商工会(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。) 三 中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。)(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。) 四 職業訓練法人 五・六 (略) 七 公益社団法人 八 公益財団法人 九 (略) 2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。	告示第4条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。 一 規則第二十九条第一項第一号から第四号、第七号又は第八号に規定する法人であること。 二 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。 三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人であること。
--	--

○ 告示第4条においては、介護職種の監理団体として認められる法人類型が列举されています。具体的には以下のとおりです。

① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人

※ 本制度上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の实習実施者が組合員又は会員である場合に限ります。

② 当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体(その支部を含む。)であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるもの

③ 社会福祉連携推進法人

- ②に該当する団体として介護職種の監理団体の許可を受けるためには、(i)当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれること、(ii)介護又は医療に従事する事業者から構成される全国的な団体(又はその支部)であること、を満たすことを立証していただく必要があります。②に該当する団体として申請する場合には、事前に機構の本部事務所の審査課にご相談下さい。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第 12 号)
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 監理団体の業務の運営に係る規程の写し
- ・ 支部であることを本部の全国的な団体が証する書類(公印、署名が必要)
 - * 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合

【留意事項】

- 告示第4条第2号に該当する全国的な団体の支部として監理団体になろうとする場合には、支部自体が社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人等の営利を目的としない法人の法人格を有していることが必要となります。

第6 監理団体の業務の実施に関するもの

【関係規定】

(監理団体の業務の実施に関する基準)

規則第 52 条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 (後述)

九～十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第5条 介護職種に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（後述）

（1）技能実習計画の作成指導に関するもの

【関係規定】

規則第52条

八 法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあつては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

告示第5条

一 規則第五十二条第八号に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であること。

イ 五年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であつて、介護福祉士の資格を有するものであること。

ロ イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

解釈通知

第二 監理団体の業務の実施に関する基準（告示第5条）

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者であつて、5年以上の実務経験を有するもの
- ・ 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経験を有する者
- ・ 介護支援専門員であつて、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者

告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

○ 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を

作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけではなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。)(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf>)

- このため、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの技能実習計画の作成の指導については、介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められるものを行うことが必要となります。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(介護参考様式第 10 号)
- ・ 介護福祉士登録証の写し
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が介護福祉士の場合
- ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が看護師又は准看護師の場合
- ・ 介護支援専門員証の写し
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が介護支援専門員の場合
- ・ 指定通知書の写し又は在職証明書
 - ＊ 技能実習計画作成指導者が介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者の場合

【留意事項】

- 技能実習計画作成指導者が介護福祉士、看護師、准看護師又は介護支援専門員のいずれかに該当する場合は、技能実習計画作成指導者の履歴書(介護参考様式第 10 号)の「⑨資格・免許」欄に「介護福祉士」、「看護師」、「准看護師」、「介護支援専門員」のいずれかを記載して下さい。

(2) 介護職種の優良な監理団体に関するもの

【関係規定】

(一般監理事業の許可に係る基準)

規則第 31 条 法第二十五条第一項第七号(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められる

ものであることとする。

- 一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- 二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
- 三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

告示第5条

- 二 第三号技能実習の実習監理を行うものにあつては、規則第三十一条第一号及び第二号に掲げる事項について、介護職種に係る実績等を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること。

○ 介護職種における第3号の技能実習の実習監理と受入人数枠の拡大の可否については、介護職種の実績等を基に判断することとされています。

○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(80 点満点で 48 点以上)を獲得した場合に、介護職種における監理団体として「優良」と判断し、介護職種における第3号の技能実習の実習監理と拡大人数枠の適用を認めることとされています。

	項目	配点
①介護 職種に おける 団体監 理型技 能実習 の実施 状況の 監査そ 他の	【最大 40 点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15 点 ・1:10 未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点

業務を行う体制	Ⅳ 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	Ⅴ 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	Ⅵ 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大 40 点】	
	Ⅰ 過去3技能実習事業年度の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率 ＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	・95%以上:10 点 ・80%以上 95%未満:5点 ・75%以上 80%未満:0点 ・75%未満:-10 点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の専門級・上級の介護技能実習評価試験の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2 ＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、専門級・上級の介護技能実習評価試験の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。	・80%以上:20 点 ・70%以上 80%未満:15 点 ・60%以上 70%未満:10 点 ・50%以上 60%未満:0点 ・50%未満:-20 点 ＊ 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、令和5年度までの間、「0点」とする。

	なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	
	Ⅲ 直近過去3年間の専門級・上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 ＊ 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点

○ 既に他職種における実績等に基づいて一般監理事業の許可を受けている監理団体が、介護職種における第3号技能実習の実習監理を行おうとする場合については、監理団体に付された許可の条件(「介護職種における第3号技能実習の実習監理は認めない」といった旨の条件)を変更する必要があります。許可の条件の変更を行う場合にあっては、機構の本部事務所の審査課にお申し出下さい。

○ 一般監理事業の許可を受けていない監理団体が、介護職種における第3号技能実習の実習監理を行う場合については、特定監理事業から一般監理事業への事業区分の変更を申請し、介護職種における第3号技能実習の実習監理も含めた一般監理事業の許可を受けなければなりません。介護職種における第3号技能実習の実習監理も含めた一般監理事業の許可を受けるためには、規則第31条に規定する全職種共通の優良な監理団体の基準を満たすとともに、告示第5条第2号に規定する介護職種における優良な監理団体の基準を満たすことが必要となります。このため、事業区分の変更の申請を行う際には、全職種共通の優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)に加えて、介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第11号)を機構の本部事務所に提出することが必要となります。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)
- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第11号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第2-14号別紙2)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙3(参考様式第2-14号別紙3)

【留意事項】

- 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第2-14 号別紙2)には介護職種の技能実習生のみを記載して下さい。

第7 その他

- 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけでなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPにて掲載していますので参照下さい。)(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf>) 【再掲】

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画認定申請書(別記様式第1号)及び別紙
- * 別紙には、個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するほか、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載すること